

国民保護計画の概要

武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命、身体及び財産を保護するため、「国民保護法」により、国の「国民の保護に関する基本指針」に基づいて、地方自治体等が作成しなければならないものであり、平素の備えや、万が一有事が発生した場合の対処について定めている。

千葉県でも、平成18年1月に「千葉県国民保護計画」を作成し、必要に応じて見直しを行ってきたが、昨年12月に国の指針が変更されたことや、平成29年度に実施した国民保護共同実動訓練等を踏まえて同計画を変更したい。

なお、同計画を変更するためには、①千葉県国民保護協議会への諮問、②内閣総理大臣への協議の2点の手続きが必要なる。

変更スケジュール

平成30年9月6日：パブリックコメント（10月3日まで）

10月上旬：国民保護協議会へ諮問・意見聴取

下旬：国民保護協議会から答申

※国民保護協議会への諮問及び意見聴取は書面により行う。

11月下旬：国と協議

12月中旬：閣議決定

千葉県国民保護計画一部変更

平成31年2月上旬：2月議会において議会へ報告

主な変更内容

（1）国民保護実動訓練等を踏まえオリンピック・パラリンピックを見据えた変更

- ・多数傷病者の円滑な搬送や医療機関の受け入れ体制の強化に努めることを明記
- ・テロ対策ネットワーク・CHIBA、千葉県テロ対策ネットワーク庁内主管課連絡会議等についての記述の追加

（2）国の基本指針の変更や他県の国民保護計画等との整合性を図るための所要の変更

①国の基本指針の変更に伴うもの

- ・武力攻撃災害への対応訓練や地下への避難訓練等を様々な想定で行うとともに、実際の資機材を使用するなど訓練をより実践的なものとするよう努める旨を明記
- ・地下施設の指定に配慮することや、避難施設の収容人数を把握することを明記
- ・Jアラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることを明記

②他県の国民保護計画との整合性を図るための変更

- ・指定公共機関、指定地方公共機関の役割について明記
- ・現地調整所の設置について
「知事が設置」→「原則市町村長が設置、県は職員を派遣」

③災害対策本部要綱改正等に伴う変更